

燃料電池設備認定規約

平成19年10月19日制定

(目的)

第1条 この規約は、燃料電池設備について、社団法人日本電気協会（以下「協会」という。）が、別に定める燃料電池設備認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していることを認定し、消防法第17条に定める消防用設備等の電源を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規約は、燃料電池設備製造業者（以下「製造者」という。）が協会の認定を受ける燃料電池設備に適用する。

(認定委員会)

第3条 認定業務を行うため、協会に燃料電池設備認定委員会（以下「認定委員会」という。）を置く。
2. 認定委員会は、申し込みのあった燃料電池設備について審査を行い認定するか判定を行う他、認定規約の審議等を行う。

(委員会規程)

第4条 認定委員会の運営に必要な規程は、協会が定める。

(公平性)

第5条 認定委員会は業務の運営にあたって製造者の申請はすべて同等に扱うものとする。

(審査)

第6条 審査は、書類審査及び現場審査を別に定める燃料電池設備審査実施要領により行う。ただし、別に定める燃料電池設備認定規約細則（以下「規約細則」という。）に適合する場合は、現場審査の全部又は一部を省略することができる。

2. 現場審査は、製造工場において行う。

3. 審査において認定基準に適合しない事項が軽微な場合は、製造者の申し込みにより再審査を行うことができる。

4. 審査の手続き的事項は、別に定める規約細則による。

(認定の種類)

第7条 認定の種類は、型式認定とする。

2. 型式認定は、別に定める規約細則の燃料電池設備の区分ごとに行う。

(認定申込み)

第8条 認定を受けようとする製造者は、様式1による審査申込書2通に、審査に必要な書類を添え協会に申し込むものとする。

2. 審査に必要な書類は、別に定める規約細則による。

(一部変更)

第9条 製造者が認定を受けた燃料電池設備の主要機器・材料又は構造の一部を変更して製造する場合は、様式2による一部変更申し込みをするものとする。

2. 主要機器・材料又は構造の一部変更事項及び手続的・事項は、別に定める規約細則による。

(認定書等の交付)

第10条 協会は、審査に合格し認定した燃料電池設備について 様式3による認定書を当該製造者に交付する。

(認定銘板等)

第11条 製造者は、認定を受けた燃料電池設備に認定銘板及び注意ラベル（以下「認定銘板等」という。）を貼付するものとする。

2. 認定銘板等及びその貼付方法は、別に定める規約細則による。

(認定銘板等の交付)

第12条 協会は、認定を受けた燃料電池設備製造者からの様式5による認定銘板交付依頼書により認

定銘板等を交付するものとする。

(有効製造期間及び更新)

第13条 認定を受けた燃料電池設備の有効製造期間は、5年間とする。

2. 製造者は、認定を受けた燃料電池設備を更新することができる。

3. 更新の手続き的事項は、別に定める規約細則による。

(手数料)

第14条 製造者は、第6条、第8条、第9条、第12条及び第13条に係わる手数料を別に定める燃料電池設備認定関係手数料規程により納付しなければならない。

(製造者の認定基準適合義務)

第15条 製造者は、認定を受けた燃料電池設備を製造する場合、協会が定める認定基準に適合するようしなければならない。

(品質管理)

第16条 製造者は、別に定める燃料電池設備品質管理要綱（以下「品質管理要綱」という。）を遵守して品質管理体制を確立し、品質管理記録・検査記録等を保管しなければならない。

2. 品質管理要綱の遵守に係わる品質管理検査を別に定める品質管理検査実施要領により行う。

3. 品質管理検査の結果は協会で保管する。

(設置確認報告書)

第17条 製造者は、認定を受けた燃料電池設備を出荷したときは、3か月以内に様式6による設置確認報告書を協会に提出するものとする。

(事故責任の帰属)

第18条 認定を受けた燃料電池設備について、事故が生じたときは、その処理及び損害賠償の責務は、当該製造者に帰属するものとする。

(調査)

第19条 協会は、必要に応じ、製造者及び認定に係わる燃料電池設備について調査することができる。

(警告)

第20条 協会は、製造者がこの規約に違反した場合には、当該製造者に対して警告を行い、その所要の期間内に指摘事項の改善を要求することができる。

(認定の取り消し)

第21条 協会は、製造者が前条による警告に対して、正当な理由がなくこれに応じない場合は、認定の取り消しを行うことができる。

(継承)

第22条 認定取得製造者が、認定に係わる事業の全部（又は一部）を譲渡し、又は相続もしくは合併があったときは、その事業の全部（又は一部）を譲り受けた者又は相続人もしくは合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、その認定取得者の権利を継承できる。ただし、この場合第15条に基づく品質管理を実施するものとする。

(公告)

第23条 協会は、認定書の交付又は認定の取り消しを行ったときは、公告してその周知を図るものとする。

(監査)

第24条 協会は、認定業務に係わる監査を別に定める認定業務監査要領により行う。

(苦情処理)

第25条 協会は、認定の結果に対する不服及び認定の業務に係わる苦情に対して適切な措置を図る。

2. 認定の結果に対する不服及び認定の業務に係わる苦情の当時者の申請により関係書類の閲覧を認めるものとする。

(帳簿)

第26条 協会は、別に定める帳簿の記載事項及び保存期間要領により申請に係わる認定業務の帳簿を保存する。

(その他)

第27条 この規約の変更又はこの規約に定められていない事項については、協会が認定委員会に諮り変更又は定めることができる。